

納税には便利な口座振替をご利用ください

口座振替とは、電気料金や電話料金などと同じように、預金口座から自動的に振替納税される制度です。納税者の方が税金を納めるために金融機関や役場へ出かける必要がなく、簡単・確実に納税できる制度です。

- 口座振替を利用すると、指定の口座から自動的に振替納付されます。
- 領収書は振替確認後、郵送されます。
 - ・一括納付の場合… 翌月中旬頃に郵送
 - ・期別納付の場合… 翌年度の4月中旬頃に一括して郵送
- 口座振替に手数料は掛かりません。
- 納税組合加入者の納税組合手数料は、従前どおり交付します。

口座振替できる税金

軽自動車税、固定資産税、町県民税（普通徴収対象分）、国民健康保険税
 ※その他、上下水道使用料・保育料・町営住宅使用料・有線テレビ使用料・後期高齢者保険料も口座振替できます。

口座振替のできる金融機関

山陰合同銀行、鳥取銀行、鳥取西部農業協同組合、米子信用金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

口座振替の手続きについて

町内の上記金融機関及び住民課、なのはな生活課に設置してある「伯耆町口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、上記金融機関に提出してください。
 手続きの際には、預金通帳、税金の納入通知書があると便利です。

【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎68-3114

新型インフルエンザ予防接種の費用助成

伯耆町では、全ての町民を対象にした「新型インフルエンザ予防接種」の費用助成を行ないます。今年のインフルエンザワクチンは、新型と季節性の混合ワクチンで、同時接種となります。
 詳細については、受信券に同封するチラシをご覧ください。

接種期間（補助対象期間） 平成22年10月1日（金）～平成23年3月31日（木）

助成金	助成対象者	1回目	2回目(※1)
住民税課税世帯	65歳以上	2,600円	1,550円(※2)
	65歳未満	1,000円	1,000円
	住民税非課税世帯	全額	全額
	生活保護世帯	全額	全額

(※1) 2回目の接種が必要な方
 ●13歳未満の小児
 ●13歳以上の基礎疾患をお持ちの方で、医師が2回目の接種を必要と認めた方
 (※2) 1回目と接種医療機関が異なる場合は、2回目も2,600円の助成。

助成方法

①受診券（負担券）を利用する。（医療機関窓口で助成が受けられます。）

65歳以上の方には「インフルエンザ受診券」、65歳未満の方には、「新型インフルエンザ予防接種負担券」を10月下旬に送付します。受診券または負担券を医療機関へ持参し、接種を受けてください。
 ※65歳以上の方には、予診票を同封しています。
 ※13歳以上の基礎疾患をお持ちの方で2回目を接種される方は、負担券を準備しますので、総合福祉課までご連絡ください。

②償還払いを受ける場合（申請により助成が受けられます。）

受診券（負担券）を利用せずに接種を受けて、接種費用を全額支払った方は、次の場所で申請してください。
 申請窓口：本庁舎 総合福祉課健康増進室、分庁舎 なのはな生活課
 申請に必要なもの：予防接種済証、領収書、口座のわかるもの（通帳など）、印鑑

【問い合わせ先】総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536

個人で浄化槽を設置されている方は、 浄化槽の適正な管理をお願いします

保守点検 + **清掃** + **法定検査**



保守点検・清掃はお近くの専門業者へ、
 法定検査は(財)鳥取県保健事業団へ依頼してね!

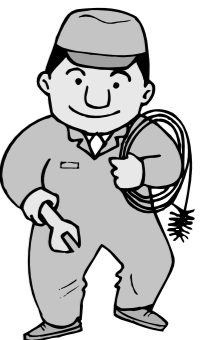
浄化槽は、公共下水道などが整備されていない区域で、し尿や生活雑排水の汚れをきれいにし、川などへ放流するための設備です。しかし、浄化槽の管理が不十分な場合、汚れたままの水が川などへ流れ出てしまい、河川の水質悪化や悪臭の原因になります。

大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として浄化槽法に基づき適正な管理をお願いします。

※浄化槽整備事業で町が設置した浄化槽については、町で管理を行っています。

次に該当する方は、浄化槽を使用していますので、個人での管理が必要です。

- ①便所は水洗だが、町から下水道使用料を請求されていない方
- ②敷地内に、浄化槽のマンホール蓋（ふた）やブロー（浄化槽に空気を送る装置）がある方
- ③単独処理浄化槽をお使いの方
 （単独処理浄化槽も法令上は「浄化槽」とみなされます。）
 ※単独処理浄化槽は、水洗便所の汚水だけを処理する設備です。風呂や台所などの生活雑排水もきれいにする「合併処理浄化槽」に転換しましょう。



浄化槽管理者の義務

項目	内容	回数	依頼先
保守点検	機械の点検、修理、消毒剤の補充など	年3～4回以上	県知事の登録を受けた保守点検業者
清掃	たまった汚泥の抜き取りなど	年1回以上	(有)みつわ衛生社 ☎29-4461
法定検査	設置後検査	使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月以内に1回	指定検査機関 (財)鳥取県保健事業団 ☎39-3288
	定期後検査	水質検査、法令の遵守状況の確認	

※業者から渡される保守点検記録票、清掃記録票は、3年間保存が必要です。

※保守点検及び清掃の回数は、浄化槽の規模や種類により異なります。

※検査の結果、「不適正」と判定された場合は、指摘された事項を改善してください。

【問い合わせ先】地域整備課 上下水道室 ☎68-5540
 西部総合事務所 生活環境局 ☎31-9323